以上でございます。よろしくご審査賜ります ようにお願いいたします。

小関勝助委員長 概要の説明が終わりました。

平成17年度長井市補正予算案に関 する総括質疑

小関勝助委員長 これより質疑を行います。

ここで、総括質疑の発言通告がありますので、 順次ご指名いたします。

最初に、順位1番、議席番号17番、蒲生吉夫 委員。

17番 蒲生吉夫委員 私が総括質疑に通告しておりますのは1点だけでありますが、一般会計補正予算第1号の中に、事務管理公社運営費補助金として2,239万9,000円というような予算が計上されておりますが、それに関連した形で質疑をしたいと思います。

通告しておりますのは、市長以下5人でありますが、別に全員に質問を予定してきたわけではなくて、事務管理公社の理事になっている方の全員をここに通告しておきましたので、質疑の進行の中で必要があれば質問いたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

この消費税の部分というのは、国がまず税収を上げるためにどうするかというところから発しているんだというふうに思います。消費税的にはやっぱり3,000万円、非課税限度額を3,000万円から1,000万円に下げたそのきっかけでというふうに一般質問の中で答弁されておったわけでありますが、長井市にとってみれば、ここの事務管理公社の部分というのは組織的な問題だというふうに思います。そこで、これまでの一般質問の質疑の中であったわけですが、消費税法第3条、いわゆる人格のない法人というようになるわけです、この事務管理公社というの

は。私も消費税法のところを読んできたんですけれども、ここの部分というのは、人格のない法人、要するに法律的に何かに基づいてできたものではないということだというふうに思います。株式会社だとかそういうものではないと。ここの部分というのは、消費税ができたときから書かれているんだと思いますが、3,000万円から1,000万円になることによってということでありますが、この法人そのものが、人格のない法人そのものがやっぱり問題だというふうに思うんです。

ここについて何回か質疑を議会の中で私はしてきているんです。まず、この法人組織についてどういうふうに考えるかという部分を総務課長にお聞かせを願った上で、これ以降の質疑を進めたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 お答え申し上げます。

今、人格のない法人というふうなことでござ いますが、消費税法の第2条の第7項、人格の ない社団等というふうなことで「法人でない社 団または財団で、代表者または管理人の定めが あるものをいう」というふうなことで用語の意 味がございます。第3条の中で「人格のない社 団は法人とみなして、この法律の規定を適用す る」というふうになっておりますが、この法人 でない社団の範囲につきましては、消費税法の 基本通達の1の2の1でなって、ここで示して おりまして、「多数のものが一定の目的を達成 するために結合した団体のうち、法人格を有し ないもので、単なる個人の集合体でなく、個人 としての組織を有して統一された意思のもとに その構成員の個性を超越して活動を行うものを いう」というふうなことで、ここに該当すると いうふうなことで今回の税務署の方のご指導が あったということです。以上です。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 続いて今の部分で質問 しますが、私の予算総括質疑の平成14年3月の 質疑のところを見てくるように総務課長に話を しておいたと思うんですが、このときの総務課 長は、新野義憲総務課長であります。何のとき の議論かといいますと、市長に対して私から斎 場の委託のところで議論していた部分なんです。 この中で、斎場を行革委員会の答えによれば急 いで民間委託にしてすっきりした方がいいと私 は思ったというふうに答えたことに対してまた 質疑をしていったんですが、私は事務管理公社 はもともと民間なのでないかというふうにここ でその後主張したんです。事務管理公社という のは民間の職場じゃないですかと。その後、総 務課長が答えていたのが、法律で規定されてお ります法人格も有しておりません、任意の団体 でございますと。私は人だけ派遣しているわけ だし、人材派遣業に該当するのでないかという ふうにその後言っているんです。これができた ときは、任意の団体ですから何にも基づかない で早いうちに構成したんです。人材派遣業なん かにも該当しないというふうになるんです。人 材派遣の法律、労働者派遣事業の適正な運営の 確保及び派遣労働者の就労条件の整備などに関 する法律、これができたのが事務管理公社が結 成された2カ月後なんです。なので、人材派遣 法にも該当しないというふうに考えられるんだ と思います。

そこで、お聞きしたいのは、そのときの総務 課長の答弁の中で、法人格を有する場合は民法 第34条、それから第45条などの規定に基づいて 手続をとらなければならないというふうになっ ておりますと。現在はその手続をとっていない というふうに言っているんです。この質疑は、 法律ができる前につくったんだけれども、人材 派遣法の法律が設定されたわけだから、ここは やっぱり現在はその手続はとっていないけれど も、問題のあることを指摘しているんです。そ の後、市の機関の中でそこの部分について組織 の関係について検討されたような経過というの はあるんでしょうか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 基本的に労働者派遣事業、これにつきましては派遣先の事業主と、それから労働者との関係で指揮命令関係がある場合というふうなことでございますので、事務管理公社の場合ですと、発注者、市側と労働者の部分については指揮命令関係はございません。担当の理事からの指揮命令ということでございますので、この労働者派遣事業には該当しないというふうに考えております。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そういうことで、労働者派遣事業にも該当しないので、何かの法人格を、法律に基づく法人格をとろうなんていうことも考えなかったわけですね。このとおりだと思います。今の総務課長の答弁のとおりだというふうに思います。

そこで、それ以下、理事がその仕事の指示を するというふうになっているようでありますの で、それに基づいて今度お聞きいたしますが、 最初に寺島中央公民館長にお尋ねいたします。

各地区公民館が事務管理公社に委託になるまでのところもありますね。事務管理公社に委託になったのが平成7年だというふうに思います。民間委託になったのが昭和63年でないかというふうに思われます。平成3年からはいわゆる定時補助職員として市が直営でやったのでないかと。私はこの資料を見ていくと、事務管理公社の関係の総務課長の方から出された資料に書き込んでみたんですが、見ていきますと、そういうふうに思うんですが、その雇用形態というのはそれぞれのところでどういうふうなことだったのか。委託形態も含めて、そこを寺島中央公民館長にまずお聞かせを願いたいと思います。小関勝助委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 それでは、蒲生委員の 質問にお答えいたしたいというふうに思います。

公民館の民間委託などの経営形態はどのような経過かというふうなことでございますので、大分古くなりますけれども、最初昭和52年度までにつきましては、公民館主事につきましては中央公民館に勤務する行政職員が事業があるときのみ担当する地区公民館に出向いて勤務する体制でございました。翌昭和63年ですけれども、行政職員1名が......。

(「52年でなくて62年のことを言っているんですね。今、52年と言ったけれども、それは62年だね」の声あり)

寺島吉昭中央公民館長 失礼しました。昭和53年から行政職員1名が各地区公民館に常駐しまして、副主事1名を地元から配置する体制と移行してまいっております。昭和57年1月でございますけれども、当時の市長が地区公民館長に対しましてこれからの公民館はどうあるべきかというようなことで諮問を申し上げまして、同57年12月に地区公民館長会が地域の個性が発揮しやすい住民主導型にするのが望ましいというふうなことで報告書を市長に対して提出をしておるところでございます。

民間委託方式導入の背景につきましては、一つとしまして、各地区の特性と主体性を生かしながら地域住民のニーズにこたえられる公民館活動を推進しながら、地域の活性化を図ることが必要であったというふうなことであります。

二つ目は、生涯学習の重点施策としまして、 地区公民館に職員が常駐することにより、公民 館事業の活性化を求められてきたというふうな ことがあります。

三つ目につきましては、当時の中曽根内閣が 推進しました民間活力の導入というようなこと に対して、当時の市長が積極的だったというふ うなことが考えられます。

それを受けまして、昭和58年4月に試行館と

しまして二つの地区公民館、伊佐沢地区公民館 と豊田地区公民館が指定されまして、行政職員 を引き上げまして、かわって地区内から選考さ れた主事、副主事を配置しまして、試行期間を 開始しております。この方式を住民主導型長井 方式と呼ばれておりました。

昭和59年4月に試行館を3館......

(「そこはいいから、事務管理公社のところで質疑したくているんだから、私はその資料に基づいて質問しているので、61年からしかないんです、この資料は。だから、そこからでいいですから」の声あり)

寺島吉昭中央公民館長 それでは、昭和63年になりますけれども、5年間の試行の結果、全館とも各地区公民館の事業運営につきまして地域住民で組織します地区公民館運営協議会に事業並びに主事、副主事の管理費ということで人件費を含めまして委託をしたところでございます。この時点で公民館の民間委託が実施されたというふうなことと思っております。

その後ですけれども、平成3年に主事、副主事の身分については、地区公民館の運営協議会の職員から市の定時補助職員に移行されて、委託料の中から主事の人件費が除かれたというふうなことの経過があります。

平成7年4月から市の定時補助職員から長井市事務管理公社職員に移行になって、今現在に至っているというふうな状況でございます。

なお、中央公民館主事1名を含めまして、各地区公民館主事については2名体制というようなことで今進んでおるところでございます。以上です。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そこで、63年からの委託というのは、いわゆる事業費と管理費、要するに人件費と事業費を委託したことになるんですが、各地区の方で運営協議会という組織をつくったんですね。各地区の住民が中心になった

んだと思います。そこの事業を全部受けて、それで事業を受けたわけですから、そのときの雇用した主事、副主事、主事は多分月収で14万円だったというふうに記憶しているんです。副主事がその半分で7万円だったのでないかというふうに思いますが、運営協議会の会長さんがその人たちを雇用していたというふうに私は記憶しているんです。私らも議員になったばかりでわけがわからなくて聞いていたときですけれども。館長が運営協議会が雇用した職員、主事と副主事に指示を出していたというふうになるんでしょうか。

小関勝助委員長 寺島吉昭中央公民館長。

寺島吉昭中央公民館長 当時につきましては、 今蒲生委員がおっしゃったとおりというふうな ことですけれども、運営協議会の会長が公民館 長を兼ねておりましたので、館長からは当然公 民館の業務について指示も出るわけでございま すけれども、運営協議会の会長というような立 場も館長にはございました。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 運協の会長が公民館長を兼ねていた。公民館長が運協の会長を兼ねていたということになりますが、それで事務管理公社のところに入って、平成7年からのところでお聞きします。その間は定時補助職員という格好で直営ですから、そこはわかりますので、事務管理公社という部分で採用されている職員が公民館で仕事をするというふうになりますね。すると、その人たちは事務管理公社から賃金をいただいて、その仕事の指示を理事である、今年度でいうと寺島中央公民館長が仕事の指示を出すということになりますか。館長ではないですね。そこはどうでしょうか。

小関勝助委員長 寺島吉昭中央公民館長。 寺島吉昭中央公民館長 地区公民館の主事につ

いての指揮命令につきましては、事務管理公社担当理事というようなことで私が出すというふ

うなことになります。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 公民館の主事さんは、すると館長の指示でなくて事務管理公社の理事である寺島理事が仕事の指示を出すと、こういうふうに理解するんですか。

小関勝助委員長 寺島吉昭中央公民館長。 寺島吉昭中央公民館長 そのようなことになる と思います。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 館長の立場がどうなる か私はわかりませんが、まずそういうことのようですから、いいと思います。

それで、事務管理公社の設立したときの経過について、私もちょっと調べてきたところがあるんですが、さっき出ていた人材派遣法には該当しないというふうなことで総務課長が言っておられましたけれども、面倒ですから人材派遣法と呼びます。この法律が昭和60年7月5日にできているんです。そして、この法の施行日は61年7月1日ですね。この事務管理公社をつくったのは、61年5月なんです。

(「4月」の声あり)

17番 蒲生吉夫委員 4月。すると、3カ月前になるわけです。私はこれをずっと見ていくと、駆け込みで、法律は成立したんだけれども、人材派遣法には抵触しないように寸前に、年度がえでもありますし、したのかなという感じを受けたんです。時期的に先ほど中央公民館長が言ったように民間委託なんかも検討してきた経過なんかもあって、ここで最初からこういもしてきた経過なんが、人材派遣法には該当しないというませんが、人材派遣法には該当しないというませんが、人材派遣法には該当しないというるですけれども、最初から今のように、一番最初に仕事を始めたのが斎場と本庁舎の清掃業務ですね。その意味ではこれとはかかわりない、今言った法律とはあまりかかわりなくというふうになってきた経過なんでしょうか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 事務管理公社ができた背景ですが、昭和58年度から庁舎の清掃、それから斎場については個人との委託契約を行っておりました。個人との委託契約ですと、なかなか保障がないというふうなことがありまして、不の事故があった場合でも何の保障もなく、また雇用保険にも加入できないなどの受託者からの不安があったというふうなことでありまして、この人材派遣法とは別に61年4月1日からはそういったことを解消しようということで、関係の機関にいるいる相談いたしまして、事務管理公社を立ち上げたというふうな経緯でございます。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 人材派遣法とのかかわりは、設立とのかかわりはないということですけれども、そこでもうちょっとお聞きいたしますが、要するに事務管理公社というのは民間の職場を管理職の皆さんが中心に構成されたんだと思います。役員の方の名前を見ていきますと、16年度までしかこれは書いていないわけですが、役職の中には総務課長以下何人かというふうにそれぞれに仕事の指示を出さなければいけない担当課長がなっていて、今回通告している方たちが理事になっているようです。

そこで、地方公務員法の第35条に職務に専念する義務というのがございます。要するに総務課長は総務課の仕事をしろと。税務課長は税務課の仕事をしろと。別の任意団体をつくっているわけだから、そこで仕事をする時間もあるわけですね。要するに、職務専念義務的にはどういうふうな扱いをしていますか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 民間の団体と申しますか、 そういった団体の充て職的に立っておりますの で、地方公務員法第35条の職務専念義務、それ からもう一つ同じく地公法の第38条の営利企業 等の従事制限に関して、市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及び同規則並びに市職員の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則、これによりましてこの事務管理公社の充て職につきまして、昭和61年に起案して任命権者の決裁を得て現在まできているという状況でございます。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 要するに職務専念義務 の免除をされているということだと思います。 それはどういう日にちだとかどういう時間だと いうふうなことは何も書かれていないんですか。 小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 特に記載しておりません。 小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、その任意の団体で仕事をするのはいつでもいいということになるのかどうかわかりませんが、市長にお聞きしますが、この長井市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の中で、ここに該当させているんだと思いますね。3、前2項、前2項というのは研修だとか、1項目は研修、2項目は厚生に関する計画の実施、3項目は前2項目は厚生に関する計画の実施、3項目は前2項目は定をする場合を除くほか、任命権者が定める場合というふうになっているところに多分該で仕事をする場合に、時間とか日にちとかというのは明示しないでどういうふうに指示を出しているんでしょか。この許可をどうやって出しているんでしょうか。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは、今総務課長が言いましたように、充て職に関して昭和61年4月1日に起案をし、当時の市長がそれを決裁をした。その後については、そのままその後の市長さんも、それから私もそのまま事務管理公社等についてはそのまま引き継いできているということであります。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、総務課長にお聞きしますが、その61年に決裁した文書というのはどういうふうになっていますか。要するに日にちとか時間を明示していないですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 日にち、時間については明 示してございません。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 この条例に該当して、 職務専念義務の特例をする場合には、一般にそ ういう日にちとか時間を明示しないんですか。 小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 例えばですが、市の職員で 消防団員となる場合、この場合につきましても 職専免除なり、それから営利企業の免除申請な どもあるわけですけれども、こういった部分に つきましても1回許可をすればそれはその任務 が終わるまで引き続くというふうなことで、そ の都度時間なりそういったところに対しての許 可というふうな部分については特に示していな いのが例だというふうに考えております。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 消防団員になるときというのは、いわゆる災害を想定しているんですよね。だけれども、それと同じにはできないと思うんです。一般にというのは、第2条の1と2項と、これに該当する場合も日にちも時間も何も書かないで出すんですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の第2条の第1項第1号研修を受ける場合、それから2号の厚生に関する計画の実施に参加する場合、これにつきましては決まった時間があるわけですから、ここの部分については日にち、それから時間については明示できるものというふうに考えております。小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ということは、それぞれの課長さんは、この任意団体の仕事をする場合には時間も何も明示されていないから、いつでもしていいと、こういうふうな理解の仕方にしかならないと思うんですが、どうですか。 小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 事務管理公社の業務ということで、特にしなければならない時間帯については、勤務時間の中であればこれは職専免除の範囲内というふうに考えております。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 なるほど、やっぱり中央公民館長がそれぞれの各地区公民館の人たちに仕事の指示を出すときには、その範囲内でいつでもどこでもできると、こういう任意団体というのは大変便利のいい組織なんだなということがわかりました。

だけれども、職務専念義務については、これ は普通でないです。普通のやり方ではないです。 特に、今言ったように、長井市職員の営利企業 等に従事する許可の基準を定める規則、これも 営利でないですね、事務管理公社は。総務・文 教常任委員会協議会に出した資料を見ていくと、 利益も上げられないしということで全部が公務 的な仕事をするんだということなので、これに も該当しないんだと思います。要するに、それ ぞれの管理職が仕事をするのに公務員としての 仕事でなく、いつでも任意団体である民間の職 場の仕事をすることができるというようにして いるのは、いかにも不自然なような気がするん です。市長が総務課長に、または市長が中央公 民館長に、市長が理事になっているそれぞれの 課長に、ほかの仕事についていいぞというふう に、仕事をしていいぞというふうに許可を出す ようにできているわけです。

そこで、業務委託契約書の資料もいただいて おります。それと、それぞれの委託している業 務も17年度のものですが、資料をいただいてお りますが、毎年この現在の理事長以下、総会を して選んでいるんだと思います。それで、こと しあたりはいつごろ総会かなんかなされたわけ ですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 本年度の事務管理公社の理事会につきましては、5月27日に開催しております。なお、役員につきましては、充て職ということですので、特にそれの任命というふうなものはございません。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 任意団体で充て職ということは、その職務につけば自動的になるという、こういう民間の職場なんですね。普通はきちっとした株式会社とかそういう法律に基づいたものであれば、そこの仕事の失敗はそこの理事が負う。理事以下その役員がすべて負う、責任があるというふうになります。これは任意団体の充て職の組織がこういうふうになっているから、4月1日になると自動的にこういう民間の職場の理事になるものだと、こういうふうになっているんですか。それとも、自主的にその組織を構成したんですか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 61年4月の設立と同じように、充て職的にその職場、職員がその職場長になれば充て職的に自動的に事務管理公社の役職に就任するというふうに考えております。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長にお尋ねいたしますが、市長がそれぞれに交代したときに、こういう組織があるというのはやっぱり不自然に感じたんでないかというふうに思われるんです。私も議員になったときからこの組織は不思議だと思っていたんです。なので、時々斎場を委託したりなんかするときには、やっぱりこれはうまくないというふうに指摘してきた経過があるわけですが、この「充て職ですから」という組

織体制というふうに、資料の中に、理事長は1名、総務課長、理事は4名、財政課長、企画調整課長、中央公民館長、市民文化会館長、監事は監査委員事務局長と会計課長、事務局長は総務課補佐、会計が総務課行政主査、これは要するに4月1日になると自動的に任意団体が組織されると、充て職ですから。こういう任意団体が組織されるというふうになるわけですが、こういう組織が自動的に組織されることによって、責任も持たない組織ですね。それについてどういうふうに考えたらいいんでしょうか、この組織そのものについて。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 まず、私は行財政改革を掲げて 仕事をできるだけ民間に委託しようというふう に方針を立てました。そのときに、齋藤さんの ときに長井方式という民間に委託しておったん です。それがその後、平成4年には公民館業務、 平成7年に公民館の皆さんも全部なっていると。 正式に言いますと、平成3年から定時補助職員 にしたと。平成7年からは事務管理公社にした と。これは全く逆行する話ではないかというふ うに私は思いました。

そこで、行財政改革推進委員会の皆さんに、この件についてもぜひ検討をしてほしいという ふうに申し上げまして、議論をしていただいたんです。ところが、ネックとなったのは、いわ ゆる身分保障というか、だんだん具体的に少し はよくなったわけです。退職金も出てくるとかというふうになって きているので、今頑張っていらっしゃる方のその待遇をおろすわけにはいかないと。それを維持するために何か方策はないかというふうな維持するために何か方策はないかというふうな は 請があって、なかなか結論が出なかった。それから順序から言うと、やっぱり学校共同調理場の業務の民間委託とか、それから保育士さんの民間委託、こちらの方がはるかに具体的にメリットも大きいと。金額的にも、それから職員

の皆さんの負担でも行財政改革に資するという ことで、その後ぐらいにやっぱりやらなければ いけないことかなという認識は私は持っており ます。ここがまず第一。

それから、おかしいと思わないかという話で す。それはしかし、前の市長がやられておって、 その後の市長も8年間、むしろどんどんふやし たわけですから。そのときに議員の方、そうい うご質問をなさったのかどうか、それはそのと きにおかしいというふうに思われて、そこで直 していないんですよ、これは。ですから、改革 をするときにこれが民間にまた長井方式になる か、あるいは今米沢がやっているような方式な のか、南陽市もおやりになっているというふう に市長からお聞きしましたから、いろんな方式 を検討しながら、しかも職員のある程度の現状 を維持するというために、そろそろ私ももう残 リ少ないわけですから、やらなければいかんな と思っておったときにこれが具体的になってき たので、よし、やっぱりこれは今だと。もっと 研究してやれというふうに、今私は指示をして おると。改革できるところは改革しようという ふうに指示をしているというのが私の今の現状 であります。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 どういうふうに指示を 出しているんですか。この事務管理公社はこの ままではやっぱり問題はあると思います。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 事務管理公社は、もともとさっきも言いましたように61年には清掃業務と斎場なんです。2人と2人。これがどんどん膨らんで、公民館も何もすべて、勤労青少年ホームもレインボープランも皆膨らんで、7,800万円になっているわけです。これはとりやすいところ、変えてくるという国にも問題があると僕は思います。3,000万円を1,000万円にするなんていうことだって国のご都合だし、その後の通達もそ

うだし、それから社団法人等についてだって、 副議長さんにお聞きしたら、トライアスロンも かかってけしからんというふうなお話もお聞き しましたし、やっぱりそういうふうに変えてき ているわけですが、これはけしからんと私は思 いますけれども、しかしこういうふうに国も実 に財政が苦しいから、攻めたててきているわけ です。これとけんかしたって、通達が出てきて 変えてきた、変えてきたということになれば、 これはやっぱり地方自治体が束になったって判 決はどうなるかということはある程度予測でき るわけで、したがってそれにもちゃんと対応で きるような、元の方式に戻すのか、あるいは指 定管理者というのも出てきましたよと。あるい はNPO等ということもありますよと。 いろん な面でやっぱりここ1年間未満の間に徹底的に 議論をして、先進地にも学んで、そしてそれぞ れの業務を適正に民間に委託をして、設立当時 でいえば斎場職員はもう民間に委託しているわ けですから。もう清掃員しかないわけですから。 これはこれでどうするのか。あるいは、どうし ても事務管理公社で残らなければならない社会 保険とか、そういう事務をやる皆さんも必要だ ということになれば、その程度、しかも1,000 万円にならない程度に縮小なりして、やっぱり 組織を維持しながら、今の職員の皆さんにもあ まり待遇が悪くないように、しかし基本は民間 委託、業務の委託だという方針をしっかりと遂 行できるように検討すべきだということを申し 上げているわけであります。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 要するに指定管理者の制度もあるし、株式会社だって楽に構成できるわけだし、だから指示を出していると言いましたので、民間委託はわかりますよ。いろんな方法があるけれども、どういう方向でいこうとしているかというところが私は問題なんだと思います。来年の4月を待つ必要は私はないと思う

んです。やっぱり問題のある任意団体の組織だというふうに私は認識を持っているんです。ならば、そんなに時間をかけないで変えていく必要があると思うんですが、どうでしょうか。 小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 膨らみ過ぎて清掃員だけではな くて電話交換もでしょう。生涯学習プラザもそ うでしょう。公民館業務もそうでしょう、平成 4年から平成7年にかけては。9年は地域職業 訓練センター、それから勤労青少年ホーム、レ インボープランのコンポストセンターの管理業 務、それから9年の7月には市民文化会館の業 務。私が市長にならせていただいたのは10年の 12月ですから、その前にどんどんどんどん膨ら んできておって、それをやっぱり今どれがその 業務ごとにいいのかということは、これは市長 として言うのは大きな方向性、民間委託をした 方がどうだと。あとの知恵は、やっぱり議員の 皆様なり職員の皆さんなりが詳しい今までの経 験と専門知識をお持ちですから、そういったと ころを全部お聞きをして、知恵を出して、そし ていい方向でそれぞれに民間委託をやれれば、 それが私は一番いいのではないかということで 私はもう少しやっぱり時間をかけなければ、そ ういう意味では今すぐと言われてもなかなか大 変かなというふうに思っているところでありま す。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 だから、先ほど平成14年の3月のところの議事録を私は読んだんです。長井市行政事務改善委員会の規定というのがございますね。例規集でいうと775ページにそれがあるんです。要するに、こういうところで検討しろということになっているんだと思います。問題のあることは、既に具体的に何かやっぱりちゃんとした位置づけにしないと都合が悪いということはもう既にそこで言っているわけですが、それ以降というのはこういう部分でこの規

定に基づく委員会、改善委員会などを開いたみ たいな形跡というのはないんですか。議会の質 疑は質疑で、あとはそのままで構わないでおい たということでしょうか。

小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 委員会については総務課長が具 体的にお答えしますが、私は私の問題意識とし て行財政改革推進委員会にご相談をし、行財政 改革推進委員会でも相当議論をなさったと。だ けれども、最後にいわゆる今の待遇をそんなに おろさないようにというか、そういう面でネッ ク等があってなかなか結論が出なかった。ただ、 指定管理者制度等が出てきましたから、これは 新たな局面になったなと思いますが、さっき申 し上げましたように、大きなところから、効果 的なところから順番にやっておりますから、調 理場も、それから保育園もまず順調にスタート しておりますので、そろそろこの辺のところも やらなければいけないなということで、今度の 行財政改革推進委員会にはなおやっぱり資料を 出してご相談をしていきたいというふうに思っ ているところであります。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 行政事務改善委員会につきましては、これまで開催しておりません。行財政改革推進委員会に基づきまして、その会議も年2回ほどありますが、そこに今回の事務管理公社関連のお話も申し上げておりまして、先ほど来市長からもありましたが、ここの部分については職員の処遇確保の問題などもありまして、なかなか結論に至らなかったというふうなところがございます。

また、行財政改革の実施計画、今年度で終わるわけですが、その中で改革を進めているというふうな状況ではございます。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 行政事務改善委員会の 規定では、ここで質疑した中身を行革委員会に

報告するというふうになっているんです。本来、こういうところできちっと議論をして、どうあるべきかという、事務的にどこが問題かというところまではなかなかやっぱり難しい問題がいっぱい含まれているんだと思います。さっき言ったように、民営化という流れの中でこの組織ができたんだと思います。ですから、これはやっぱり民間の組織なんだというふうに私は認識しているんです。

その民間の職場が、自主的に構成された民間 の職場が、職専免除をされた皆さんがこれを運 営をすると。消費税がかかってきた経過という のは、この前の一般質問の答弁にその流れがあ りましたから、税務課の方に消費税の免除額が 1,000万円になったところで何に消費税がかけ られて国は消費税を取ることができるかという ことを検討しろと言われて、税務課の職員が検 討したんだというふうに思いますが、だけれど もやっぱり民間の職場なんです、ここの部分の 事務管理公社の事務については。その意味では、 後ろの方に書いてあるわけですが、その消費税 分2,239万9,000円を公費から支出できると。そ れぞれに公費支出する場合には、いわゆる条例 に基づくもの、規則に基づくもの、または要綱 に基づくもの、あとは何もないけれども議決す ればオーケーと、こういうふうになるわけです。 何に基づいてこれを出すというふうに今回の提 案はなっているわけでしょうか。

小関勝助委員長 平進介総務課長。

平 進介総務課長 今回の公社に対する運営費補助金につきましては、営利を目的とせず、市の公共施設の管理業務等を受託してきた公社が、消費税を申告していなかったことに伴い、消費税を申告・納税するために必要な金額を助成するものでありまして、一般的に補助金につきましては憲法第89条または地方自治法第232条の2の公金の支出の制限に該当しない限り支出することは可能とされております。また、地方自

治法第232条の2の規定している公益上必要かどうかは全くの自由裁量でなく、客観的に認定されなければならないというふうなことで、行政実例等でも公益上必要かどうかを認定するのは長及び議会であるというふうになっております。

この点につきまして、公社の設立に市が関与していること、公社は非営利団体で利益が発生せず、資産も有していないため、市からの助成がなければ消費税を納付することは事実上不可能であること、このまま放置すれば延滞税が大きくなることなどを総合的に判断し、公益上必要であるというふうなことで理解しているところでございます。

小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 総務・文教常任委員会 協議会の方に出した資料の中にはそういうふう に書いてあるんです。納付について、公社は非 営利団体であり、2、利益が発生せず、3、資 産も有していない。当然だと思います。しかし、 今まで質疑してきたように、やっぱり民間の職 場なんです、これは。役員になっている理事長 以下理事というのは、ここの経営に責任があり ます。これは絶対あります。幾ら任意団体だと いえ、責任が発生します。だから、こういう株 式会社でもない、指定管理者制度に基づくもの でもない、何にも基づいていないものというの は、責任が明らかにならないというところが一 番問題でないかというふうに思うんです。普通 の民間の職場であれば、いわゆるこれが民間の 職場なんです。であれば、役員が責任をとるの は当たり前。だけれども、これは責任をとれる 体制にないです、この組織は。私もそれはその とおり認めます。責任をとれるような体制にな いです。そういう組織をつくって、民間でやっ ているという感覚というのは、逆に私は持って いないんです。民間でやっているという感覚は 持っていないんですね。こういう方式でやっぱ

り問題あるということをわかった段階で、そん なに時間を置かないで私はできると思いますよ。 そのまま株式会社にしてしまえばいいわけです から。ただ役員はかわらなければいけないです ね。総務課長が株式会社の社長になるなんて、 そんな充て職はできないですから。こんなもの だって内部的に規約だけ変えれば済むだけの話 で、法人としての登記をきちっと、さっき言っ ていた民法第45条に基づく登記をきちっとすれ ばいいわけであって、やっぱり法律的に何らか の法律に基づいたものでやらなければ、任意団 体の組織というのはやっぱり問題あるんだと思 います。そういう意味では、市長、来年の4月 なんて待たないで、これは検討していけばそん なに時間がかからない問題だというふうに私は 思うんです。何らかの組織にすればいいわけだ から。ただ、消費税だけを逃げるためにつくろ うと思えば、これは大変な組織をつくるように なると思われます。税金も5年間以上さかのぼ れないわけですから、その前の部分については うまく脱税したと、脱税はよくないですが、節 税したというふうになるのか、気づかなかった わけですから。なるわけですから、やっぱりき ちっとした法に基づいたものを早い時期に私は 構成していく必要があるんでないかというふう に思うのは、支払いの方もそういうふうになっ ているんでしょう。委託契約書の第4条を見て いくと「甲は前条の委託料金の乙の請求により 分割して支払うものとし、金額と支払い期限は 次の各号に定めるとおりとする」ということで、 4期に分けて出しているんですよね。例えば切 りのいいところで2期目だとか3期目だとか、 その辺で区切られるような格好で私はやった方 がいいような気がするんですが、いかがですか。 小関勝助委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 今、蒲生吉夫委員から民間会社 にすれば簡単じゃないかというご提案を受けた ことはしっかり私も受けとめます。民間会社に

したら、後でそれは違うじゃないかというふう にならないように、そういうあれですが、しか し民間ではないんです。私が言いたいのは、最 初の61年のときには全く民間なんです、これは。 本庁舎の清掃員と斎場職員。斎場職員なんか民 間に渡しましたから。清掃員もそうです。ただ、 この人たちの不慮の事故とか保障ということで これをつくったんです。これは民間というより は、その二つの業種について保障のためにつく ったんです。民間でなくなったのは、その後の 8年ですよ。定時補助職員にした。事務管理公 社の職員にした。民間をどんどん官の方にして きたんですよ、この8年間は。だから私はこの 10年になったときに、ここはやっぱり問題だと。 これは本来の民間の方に移さなければいけない のではないかと。それで行財政改革推進委員会 の方にお話しをしたと。原因は、民間じゃなく なったんです。その原因をつくられたのは、そ の8年間のやっぱり政策判断ですよ。それが正 しいか正しくないか、それは後世が決めること でしょうけれども、やっぱりそのことで限りな く官になってしまって、民でなくなって後退し たからここが問題になったわけであります。そ こが原因ですから、そこをまたちゃんと民に戻 して、しかし必要な現状の職員の待遇もある程 度保障するにはやっぱり知恵を出さなければい けない。一遍に株式会社というのは、ご意見と しては承っておきますが、やっぱりそれは一つ のもっと検討しなければいけない、検討の選択 肢の一つだというふうに申し上げます。

小関勝助委員長 蒲生吉夫委員に申し上げますが、そろそろ時間がまいっていますので、そろそろまとめに入ってください。

17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 まとめに入ります。

私は、任意団体というのは、何も法律に基づいていないから、法律に基づくものにしたらどうですかというふうに言っているのであって、

やっぱりこの組織は民間だというふうに思います。民間なんですよ。だから職務専念義務の免除をしたりなんかしなければいけないんです。公的な仕事をしているから限りなく公務員の職場に近いというふうに言っていますが、そうではないんです。公務員の職場はそれぞれの法律に基づいてやっているわけで、法律に基づかない、何にも基づかない民間の組織がやっているところにやっぱり問題があるわけで、だから株式会社もあるし、任意団体で組織しているもの、指定管理制度もあるしと、選択肢はいろいるあるわけだから、それをやっぱり来年の4月を待つ必要は私は全くないというふうに思うんです。

もう一つ、右側の列の方にお聞きいたしますが、事務管理公社の職員が、公民館の主事が今地区公民館に2人ぐらいいますね。その仕事の指示を寺島中央公民館長が主事の方たちに指示を出すんだと思います。館長さんは特別職です。館長さんと主事の関係というのはどういうふうになりますでしょうか。職安法的に言うと、こういうことですね。事務管理公社の職員を事務管理公社の理事である寺島中央公民館長が仕事の指示をする、これは正解です。ほかからはできますか。

小関勝助委員長 寺島吉昭中央公民館長。 寺島吉昭中央公民館長 公民館長につきまして は、教育委員会の方で社会教育法に基づいて任 命はしてございます。

(「別の仕事を公民館長が出せますか」の声あり)

寺島吉昭中央公民館長 公民館長につきましては、運営協議会の会長という立場もありますし、教育委員会の方で館長ということで任命をしておりますので、事業の実施等については公民館主事と一緒に連携をとりながら事業を実施しておるというのが現状でございます。

小関勝助委員長 次に、順位2番、議席番号16 番、藤原民夫委員。 16番 藤原民夫委員 私は、一般会計補正予 算の2款1項1目一般管理費の事務管理公社運 営費補助金、その内容として長井市事務管理公 社の消費税課税問題について質問をいたします。

なお、私は6月9日の一般質問に体調を崩しまして、欠席させていただきましたので、この質問の中身がダブるかもしれませんけれども、どうか答弁の方をよろしくお願いを申し上げます。

初めに、税務課長にお尋ねいたします。

ことし1月、長井税務署から税務課長あてに 公益法人等の把握状況と業務委託関係の調査依 頼があったということでありますが、それは税 務署の方が直接見えられての依頼であったのか、 それとも文書による依頼であったのか、ご答弁 をお願いいたします。

小関勝助委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 お答えいたします。平成17年1月24日でございますが、長井地区の税務協議会という会議がございました。そこの中で消費税法の改正に伴いまして、1,000万円以上の売り上げが課税客体になりますので、それらに関しまして該当する団体について調査をしたいということで依頼がございました。公文書で直接調査依頼ということではございませんけれども、協議会の会議の席上で議題となりまして、回答する様式が渡されまして、それにつきまして回答をしております。

小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

16番 藤原民夫委員 調査の具体的理由はどうだったのか。そしてまた、それに対してどのような回答を行ったのかお聞きいたします。

小関勝助委員長 中井晃税務課長。

中井 晃税務課長 理由といたしましては、先ほど言いましたように消費税の改正に基づきましての調査でございます。それに対しまして、市の方から3月4日付でございますけれども、公益法人等の把握状況の調査ということで事務